

## 大口町宅地開発等審査会規程

### (目的)

第1条 大口町宅地開発等審査会（以下「審査会」という。）は、町の調和のとれた土地利用と秩序ある町づくりを図るため、宅地開発等関係法令及び別に定める基準（以下「関係法令等」という。）に基づき、住宅地開発事業を実施しようとする者（以下「事業者」という。）に対し必要な事項について、適切な指導を行うことを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱は、関係法令等の規程に基づく申請事項のうち、大口町宅地開発等に関する指導要綱（平成4年大口町告示第33号）第3条並びに愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び愛知県土地開発行為に関する指導基準に定める事業について適用する。

### (組織)

第3条 審査会の組織は、別表のとおりとする。

2 審査会に、担当者部会を設置することができる。

### (職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会は、会長が必要に応じて招集する。

2 審査会は、委員の2分の1の出席をもって開催することができる。

3 会長が必要と認めるときは、関係職員を出席させることができる。

### (報告)

第6条 審査会で審査した事項については、文書で町長に報告を行い決裁を得なければならない。

2 次条に規定する事務局は、前項に規定する決裁を得た後、事業者に対して文書で審査結果を通知するものとする。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、まちづくり部まちづくり推進課に置く。

附 則（平成4年大口町訓令第28号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年大口町訓令第31号）

この訓令は、平成5年5月6日から施行し、改正後の大口町宅地開発等審査会規程の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成8年大口町訓令第14号）

この訓令は、平成8年6月27日から施行し、改正後の大口町宅地開発等審査会規程の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年大口町訓令第26号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年大口町訓令第16号）

この規程は、平成14年11月27日から施行する。

附 則（平成15年大口町訓令第11号）

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年大口町訓令第4号）

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

附 則（平成18年大口町訓令第1号）

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の大口町宅地開発等審査会規程の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成18年大口町訓令第30号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第39号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町訓令第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月25日 大口町訓令第8号）

この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町訓令第12号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町訓令第11号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日 大口町訓令第27号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職名
会長	副町長
副会長	まちづくり部長
委員	総務部長
〃	地域協働部長
〃	健康福祉部長
〃	産業建設部長
〃	生涯教育部長
〃	総務部 企画政策課長
〃	地域協働部 地域協働課長
〃	〃 町民安全課長
〃	まちづくり部 企業支援課長
〃	〃 環境対策室長
〃	建設部 建設課長
	〃 維持管理課長
	生涯教育部 学校教育課長